

平成27年(ネ)第1268号 損害賠償等本訴、同反訴請求控訴事件
控訴人(第一審本訴被告、反訴原告) 吉田 益夫
被控訴人(第一審本訴原告、反訴被告) 豊田 泰文

準備書面(2)

平成27年10月30日

大阪高等裁判所第7民事部S2係 御中

控訴人(第一審本訴被告、反訴原告) 吉田 益夫



本訴における重大な事実が判明したので、控訴人(以下第一審本訴被告、反訴原告)は、下記の通りその重大な事実を説明する。

第1 はじめに

下記の重大な事実は、別の控訴事件(大阪高等裁判所第2民事部担当、事件番号平成27年(ネ)第2604号、以下、平成27年(ネ)第2604号)において相手方が提出した控訴理由書の証拠から判明した。

なお、この重大事実が判明した平成27年(ネ)第2604号の証拠は平成27年(ネ)第2604号の乙第10号証、第11号証、第12号証、第17号証である。

第2 判明した重大事実

(1) 被控訴人(以下第一審本訴原告、反訴被告)は、株式会社サイバーエージェントというブログ主催者(以下、株式会社サイバーエージェント)に削除要求を出していたが、株式会社サイバーエージェントは削除に応じなかった。

(乙第65号証、乙第66号証、)

平成26年2月19日付通知書(乙第65号証)の削除要求に、株式会社サイバーエージェントが、拒否されていたため、第一審本訴原告、反訴被告らは、株式会社サイバーエージェントに■■■■■■■■■■の投稿を削除させるために、5月8日に再度、今度はURLを指定して、投稿を特定して、削除依頼(送信防止措置依頼)を行った。(乙第66号証)

乙第65号証で対象(乙第66号証のURLで判明)の■■■■■■■■■■の投稿は、第一審本訴被告、反訴原告が反訴提起時に証拠として提出した■■■■■■■■■■の投稿にも含まれているが(乙第10号証)、これは、5月19日に株式会社サイバーエージェントが主催するブログサイトからダウンロードして印刷したものである。

つまり、5月19日の段階でも、株式会社サイバーエージェントは、処置を行っていなかった。

なお、第一審本訴原告、反訴被告は、株式会社サイバーエージェントに法的措置を講じた形跡は見当たらない。

(2) 株式会社サイバーエージェントが主催するブログについては、株式会社サイバーエージェントは削除を行わず、ブログ投稿を行った■■■■■■■■■■が自主的に自分のブログ投稿を削除していた。(乙第67号証)

これは、平成26年5月8日付削除依頼書(侵害情報の通知書 兼 送信防止措置依頼書)に対する株式会社サイバーエージェントの回答書(乙第67号証)に「ユーザーによる自主的な送信防止措置が確認されましたのでご報告申し上げます。」との記述があるので、■■■■■■■■■■が、自主的に自分の投稿を削除したのは明らかである。

つまり、株式会社サイバーエージェントは、削除措置(送信防止措置)を一環して行っていない。

(3) 略式命令に添付されている起訴状から、■■■■■■■■■■の起訴対象に第一審本訴被告、反訴原告が主催する和ネットの掲示板の■■■■■■■■■■が投稿したと主張する投稿は含まれていなかった。

(乙第68号証)

これは、第一審本訴原告、反訴被告が代理人として提出した告訴状による捜査で第一審本訴被告、反訴原告が主催する和ネットでの[REDACTED]が投稿したと主張する投稿が含まれていなかったと考えるのが自然である。起訴対象となった掲載された文面である、「吉村公俊って嘘つきハッタリオヤジ」、「アホ相手は疲れる」という表現の入った投稿は、和ネット掲示板では、[REDACTED]が建てたと主張するスレッド中の投稿には存在しておらず、それに近い表現の投稿も存在しない。なお、起訴対象となった投稿は、株式会社サイバーエージェントが主催したブログと[REDACTED]が、同じ文面を他サイトのブログに投稿して掲載された投稿だけである。

第2 判明した重大事実で明確となった点

上記(1)より、第一審本訴原告、反訴被告は、自分たちの出した平成26年2月19日付通知書では、投稿が特定できないので、サイト運営会社から法的請求権が不明確なため、削除依頼(送信防止措置)を拒否されることがあるのは理解していた。実際に投稿はなにもなされず閲覧できていたため、株式会社サイバーエージェントから、削除(送信防止措置)を拒否されていた。そのため、今度はURLを指定して、株式会社サイバーエージェントに再度、削除(送信防止措置)依頼を行った。これは、第一審本訴原告、反訴被告が、URLを指定しないとサイト運営会社から、削除依頼(送信防止措置)を拒まれても、法的措置が取れないことを理解していたということで、実際、第一審本訴原告、反訴被告が代理人となっている有限会社銀徳は、株式会社サイバーエージェントには法的措置を講じていない。つまり、通知書で、削除依頼(送信防止措置)を拒まれたからと言って、法的措置を講じることは、不当であるとの認識を第一審本訴原告、反訴被告が持っていたのは明確である。不当であるのは、通知書内の[REDACTED]のブログ全体の削除を要求も同じで、[REDACTED]が投稿したからと言って、すべての投稿に第一審本訴原告、反訴被告が代理人となっている有限会社 銀徳 及び 代表取締役 吉村公俊 氏が法的請求権を持って

いないからである。

第一審本訴原告、反訴被告が、第一審本訴被告、反訴原告に出した通知書(乙第1号証)は、株式会社サイバーエージェントと同じ状況(URLがなく、投稿は特定されていない)にあるので、削除依頼(送信防止措置)を拒まれること自体は、問題ではなかったということである。

上記(2)より、株式会社サイバーエージェントは、ユーザーである[]に照会を行っただけで、具体的な投稿削除行為(送信防止措置)は行っていない。しかし、それにより、第一審本訴原告、反訴被告が代理人である有限会社銀徳は、株式会社サイバーエージェントに対して法的措置を講じていない。[]が自主的に自分の投稿を削除しているからである。

つまり、削除行為(送信防止措置)がとられるなら、どのような形であろうとよかったわけである。

なお、第一審本訴被告、反訴原告は、第一審本訴原告、反訴被告が代理人である有限会社銀徳らが仮処分申立て、URLで特定した上で、スレッドを指定したので、和歌山地裁の仮処分命令に従って、法的請求権のある投稿の発信者情報を開示して、そのスレッドの削除処置をとっている。

上記(3)より、起訴状には、第一審本訴被告、反訴原告が主催する和ネットの掲示板の[]が投稿したと主張する投稿は含まれていなかった。つまり、和ネットは[]に対する刑事告訴では、捜査機関の捜査対象ではなかった。これは、第一審本訴被告、反訴原告は、第一審本訴原告、反訴被告に発信者情報を開示しているので、第一審本訴原告、反訴被告は捜査機関に発信者情報を提供しているはずだから、起訴対象に[]が、「和ネット」に投稿した投稿も含まれるはずだが、それが含まれていないからである。

第一審本訴被告、反訴原告が代理人である有限会社銀徳が、第一審本訴被告、反訴原告にスレッド削除(全投稿削除)の仮処分申立が行われたときには、[]の任意取り調べが始まっていたので、[]に対する刑事告訴での和ネットに対する捜査が終始なかったのは、[]に対する告訴状に、[]が和ネットに掲載した投稿が含まれていなかったと考

えるのが自然である。なお、刑事告訴の対象となっても、[REDACTED]が投稿を掲載したサイトを運営する株式会社サイバーエージェント、同一の内容を投稿した他の運営会社とも、第一審本訴原告、反訴被告が代理人である有限会社銀徳らは、法的措置を講じていない。

第3 まとめ

第2より、第一審本訴原告、反訴被告が、第一審本訴被告、反訴原告に出した通知書(乙第1号証)では、第一審本訴被告、反訴原告が、法的請求権が不明確なため、削除処置が拒否されるのは当然の話である。また第一審本訴被告、反訴原告は、仮処分申立て URL で特定され、指定されたスレッドを、和歌山地裁の仮処分命令に従って、削除処置をとっているため、どのような形であれ [REDACTED] の投稿が削除されれば、目的が達成されているので、平成26年2月19日付通知書で削除処置が講じられなかったことを問題にするのは明らかに失当である。

また、第一審本訴原告、反訴被告が、第一審本訴被告、反訴原告に出した通知書(乙第1号証)で、推定された当該スレッドには和歌山地裁にて法的請求権がない投稿が含まれている判決(乙第53号証)が出て確定しており、その削除要求に対して法的請求権のない投稿の削除を強いられたとして、その削除要求が違法行為であるとの判決(乙第56号証)が出ている上での、平成26年2月19日付通知書(乙第1号証)の「通知人らに対する名誉・信用毀損及び業務妨害行為を故意に放置したものとして、損害賠償請求等の法的措置を採らせて頂きます。」という記述は、脅迫あるいは強要で明らかに違法行為であるので、第一審本訴被告、反訴原告が、和歌山弁護士会に第一審本訴原告、反訴被告に対して弁護士懲戒請求を出す理由があったのは明らかである。それに加えて、第一審本訴原告、反訴被告が、第一審本訴被告、反訴原告に出した通知書(乙第1号証)に「記載者(尾園晋造氏)に対する厳格な処罰を求め既に和歌山地方検察庁宛告訴状を提出済みであります。」と記述のある告訴状には、[REDACTED]が和ネットに掲載した投稿が含まれていなかったと考えるのが自然である。そうすると、この記述は、虚偽の記述となり、より一層、弁

護士懲戒請求を出す理由が強くなるのは当然のことである。

そのため、その告訴状に[]が和ネットに掲載した投稿が含まれているかどうかを確認する必要がある。

しかるに、別途、和歌山県警察 岩出警察署(和歌山地方検察庁から岩出警察署に出し直しを行った)に対しての告訴状を提出させるため、文書提出命令申立書を提出する。

このような、悪質な通知書を出すのは、第一審本訴原告、反訴被告が、[]の陳述書(乙第19号証)にあるように、第一審本訴原告、反訴被告が代理人を務める有限会社 銀徳らが、身障者に対する国の雇用助成金詐欺未遂の隠蔽に、第一審本訴原告、反訴被告が加担していたという背景があると考えるのが自然である。

第一審本訴原告、反訴被告が、第一審本訴被告、反訴原告に対して、刑事告訴(平成26年4月14日)(甲第6号証)を行い、本訴(平成26年4月24日)を提起したときは、まだ、[]の株式会社サイバーエージェントの主催するブログ上の投稿は削除されずに残っていた。

そして、第一審本訴原告、反訴被告が、代理人として第一審本訴被告、反訴原告に対して申し立てた仮処分申立(乙第6号証)は、平成26年5月13日で、まだ[]が、ブログを自主削除する前であり、株式会社サイバーエージェントは照会措置はとっていたかもしれないが、当然、削除処置は行われていなかったという事実もある。この[]のブログ投稿の一部が起訴対象となっている。「和ネット」での[]の投稿は仮処分命令で発信者情報を開示しているので、捜査機関に発信者情報提供して特定できるはずだが起訴対象になっていない。

上記より、第一審本訴原告、反訴被告が、第一審本訴被告、反訴原告に対して提起した本訴訟には、理由がないのは明白であり、理由のない訴えを起こされた第一審本訴被告、反訴原告が反訴を提起して損害賠償を求めるのも当然である。

以 上